

文推第49号
平成25年3月7日
(生活・文化課扱い)

鹿児島県交通安全県民運動推進協議会 構成機関・団体の長 殿

鹿児島県交通安全県民運動推進協議会
会長（鹿児島県知事）伊藤 祐一郎
(公印省略)



平成25年春の全国交通安全運動の実施について（通知）

交通安全対策の推進につきましては、日頃から御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成25年春の全国交通安全運動が、4月6日(土)から15日(月)までの10日間、別添実施要綱のとおり実施されます。

つきましては、各機関・団体が相互に連携し、本運動が県民総ぐるみの運動として展開されるよう積極的な取組をお願いします。

広報、啓発活動に際しましては、同日付け交推第47号により送付いたしましたチラシを御活用ください。

【連絡先】

鹿児島県交通安全県民運動推進協議会事務局 (鹿児島県生活・文化課くらし安全係)

担当 前田

電話：099（286）2523

FAX: 099 (286) 5537

平成25年

春の全国交通安全運動 鹿児島県実施要綱

運動期間

4月6日（土）～4月15日（月）

～4月10日（水）は「交通事故死ゼロを目指す日」～

《スローガン》
横断は
しっかりよく見て
たしかめて



運動の最重点

子どもと高齢者の交通事故防止

運動の重点

① 早朝、夕暮れ時、夜間における交通事故防止

～「3（サン）ライト運動」の展開と夜光反射材用品の着用の推進～

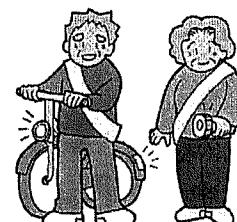
② 飲酒運転の根絶

～「飲酒運転8（やつ）せん運動」の展開～

③ 全ての座席のシートベルトと

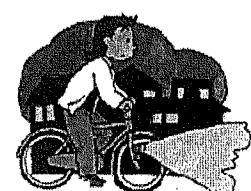
チャイルドシートの正しい着用の徹底

～全席ベルト着用！！「します・させます運動」の展開～



④ 自転車の安全利用の推進

（特に、自転車安全利用五則の周知徹底）



⑤ 交差点における交通事故防止



鹿児島県交通安全県民運動推進協議会
(事務局：鹿児島県総務部県民生活局生活・文化課)

運動の目的

本運動は、広く県民に交通思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

運動への取組

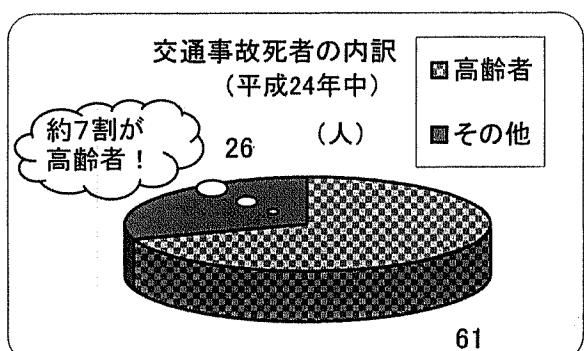
各市町村及び各推進機関・団体にあっては、この要綱に基づき、それぞれの実情に即した実施計画を策定し、相互に連携を密にした効果的な活動を行うとともに、全ての県民の自主的参加が得られる県民総ぐるみ運動として展開する。

運動の最重点

子どもと高齢者の交通事故防止

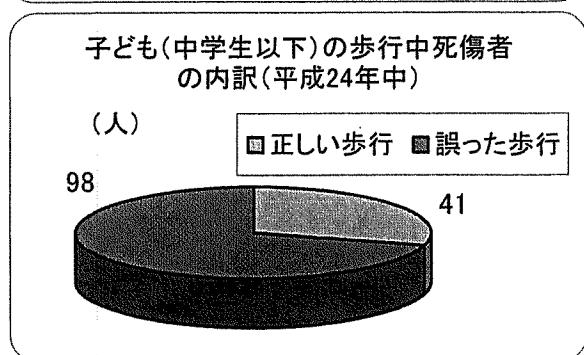
高齢者は

- 「つけてますか？運動」「おやっとさあ運動」を実践し、歩行中、車両運転中の交通事故防止に努める。
- 道路横断時は右・左の安全確認を十分に行い、早朝、夕暮れ時、夜間外出するときは、夜光反射材を着用する。



運転者は

- 子どもや高齢歩行者を見かけたら、減速、徐行するなど「思いやりのある運転」を心がける。
- 住宅地や通学路においては、子どもの飛び出しや高齢者の不意な横断等に十分注意する。



運動の重点

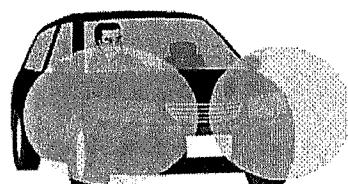
重点1

早朝、夕暮れ時、夜間における交通事故防止 ～「3（サン）ライト運動」の展開と

夜光反射材用品の着用の推進～

運転者は

- 早朝、夕暮れ時、夜間における車両運転時は、「早めのライト点灯」「原則上向きライト点灯」「トンネル内ライト点灯」を実践し、歩行者の早期発見に努める。



歩行者は

- 早朝、夕暮れ時、夜間における歩行による外出時には、自分の存在を車両運転者に早期に知らせるため、夜光反射材用品の着用に努める。
- 早朝、夕暮れ時、夜間における道路横断時は十分な安全確認を徹底する。



重点2

飲酒運転の根絶 ～「飲酒運転8(やつ)せん運動」の展開～

運転者は

- 飲酒運転は重大事故につながるおそれがあるばかりか、社会的にも許されない重大な犯罪であることを自覚し、飲酒後は絶対に車を運転しない。
- 飲酒した翌日でも、アルコールが残っている場合があるので、翌日運転する予定がある場合は、飲酒量、飲酒時間に配意する。



家庭・職場では

- 「酒を飲んだ人に車は貸しません」「車を運転する人に酒はすすめません」等の「飲酒運転8(やつ)せん運動」を展開し、県民総ぐるみでの飲酒運転根絶を目指す。
- 事業所等においては、アルコール検知器等を備え、二日酔い等での飲酒運転防止を図る。

重点3

全ての座席のシートベルトと チャイルドシートの正しい着用の徹底 ～全席ベルト着用！！「します・させます運動」の展開～

運転者、保護者は

- 車を運転するときはシートベルトを必ず着用するとともに、後部座席を含む同乗者にもシートベルトを着用させる。
- 子どもには、チャイルドシートを着用させる。
- 子どもの体格に合ったチャイルドシートを正しく取り付ける。



家庭・職場では

- シートベルト、チャイルドシート着用の必要性と着用効果について家族で話し合い、正しい着用を習慣づける。
- 事業所などの管理者は、従業員に対して、シートベルト着用を繰り返し指導し、全席のシートベルト着用を徹底する。



重点4

自転車の安全利用の推進 (特に、自転車安全利用五則の周知徹底)

自転車利用者は

自転車安全利用五則

- 自転車は、車道では左側通行、歩道では歩行者優先で車道寄りを通行する等の「自転車安全利用五則」を実践する。
- 夕暮れ時は、早めにライトを点灯し、自分の存在を他車に早く知らせる。

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - ・飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - ・夜間はライトを点灯
 - ・交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメット着用

家庭・学校・職場では

- 保護者は、13歳未満の子どもに対しては、ヘルメットを着用させるよう努める。
- 朝礼等で「自転車安全利用五則」の周知徹底を図り、自転車の安全利用を推進する。

重点5

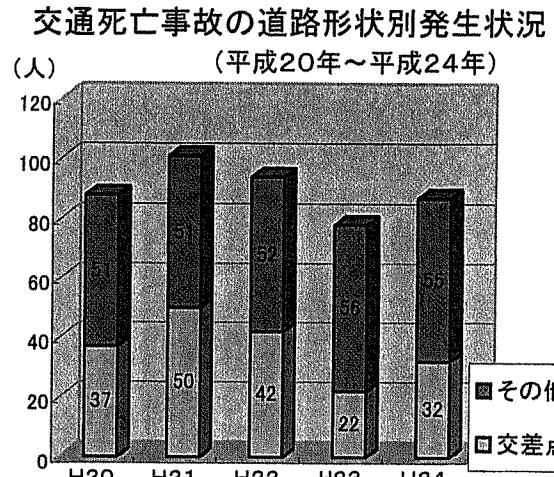
交差点における交通事故防止

運転者は

- 交差点における一時停止、安全確認等、交通法規を遵守する。
- 交差点を右・左折する際は、特に右方からの横断歩行者や自転車に注意する。
- 横断歩道手前では、横断歩行者に特に注意し、歩行者がいる場合は、横断歩道の手前で一時停止する。

歩行者・自転車利用者は

- 道路を横断するときは、左右の安全確認を十分に行い、運転者から見て右から左に横断する際は、特に注意する。
- 付近に横断歩道がある場合は、横断歩道を利用して道路を横断する。
- 自転車も信号を遵守し、信号の変わり目での無理な横断はしない。



推進機関・団体の主な実施事項

共通事項

- 広く県民に対する広報・啓発活動を行い、交通安全意識の高揚を図る。
- 高齢者交通事故防止のための「つけてますか？運動」・「おやっとさあ運動」の周知を図る。
- 「3（サン）ライト運動」の展開を中心に、薄暗い時間帯における事故防止を図る。
- シートベルト、チャイルドシートの正しい着用の周知徹底に努める。
- 「飲酒運転8（やっせん）運動」を展開し、飲酒運転の根絶を図る。

県・市・町・村では

- 新聞、テレビ、ラジオ、広報車、防災無線、広報紙等を活用しての広報啓発を推進し、運動の周知徹底を図る。
- 地域交通安全活動推進員、市町村交通指導員などによる街頭活動を強化する。
- 各種行事、イベントの開催により、運動への参加、協力を呼びかける。
- 参加・体験・実践型の交通安全教室を開催し、効果的な交通安全教育を推進する。

警察では

- 関係機関・団体へ交通事故分析結果を積極的に提供する。
- 飲酒運転等悪質、危険性、迷惑性の高い交通違反に重点を置いた指導取締を強化する。
- 主要交差点における街頭監視活動を強化する。
- 自転車に対する街頭指導を強化する。

交通安全協会など関係機関・団体では

- 会員及び各種団体構成員による街頭活動を推進する。
- 広報車、機関紙、ポスター、チラシ等による広報啓発活動を推進する。
- 夜光反射材の普及、活用を推進する。
- 高齢者家庭の訪問活動を推進する。

学校教育機関・団体では

- 通学路の点検、登下校時の街頭活動を強化する。
- 保護者、教師等との連携による参加・体験・実践型の交通安全教室を開催する。
- 児童会、生徒会や交通少年団の活動等、児童、生徒の自主的な交通安全活動を推進する。
- 高齢者家庭の訪問活動を推進する。
- 校内放送、連絡網等を活用した児童・生徒、保護者に対する広報啓発を強化する。

道路管理者・交通運輸関係団体では

- 交通安全施設の点検整備を実施するとともに、道路パトロール等を強化する。
- 電車・バスの車内、駅、高速道路のパーキング、サービスエリア、道の駅等における放送、チラシ等を活用して、運動の周知と交通安全の啓発を推進する。
- 自転車に対する街頭指導や点検整備を実施する。
- 高齢歩行者等が事故に遭わない道路環境整備を行う。